

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月28日(火) 14時00分～15時10分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 19人(委員総数18人)

会 長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委 員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由	9番	宗 訓親	10番 高橋 泰登
	11番	佐々木 崇	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	15番	中司 睦枝	16番	江田 敏道	17番 米田 健一

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	檀上 健
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	宮地 眞良
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明申請について

議案第4号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理機構分)

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 藤原 靖子 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

泉 唯

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 議事録署名は1番・松浦徳和委員、3番・中司邦弘委員にお願いします。 農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は18名です。
議 長	それでは、これから申請に基づく議題に入ります。 議案書の方をご覧ください。 議案1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第1号、申請番号1番から11番までを議案書をもとに説明） 申請番号1番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は高須町の1筆、現況地目は畑、面積は394㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。 申請番号2番、権利の種類は期間10年間の使用貸借権の設定です。 申請地は高須町の2筆、現況地目は田、面積は合計で568㎡です。 貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっております。 申請番号1番と2番の申請については、1月9日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号3番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町市原の10筆、現況地目は畑、面積は合計で1,335.82㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。 申請番号4番と5番につきましては、関連案件のため、一括してご説明いたします。 権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木梨の計4筆、現況地目は畑が3筆、田が1筆、合計501㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者として及び所有する隣接農地との利便性を高めるためです。 なお、当該農地では自家消費用の野菜及び水稻栽培をする申請となっております。 申請番号3番から5番までの申請については、1月7日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。 申請番号6番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は御調町丸門田の1筆、現況地目は畑、面積は169㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地では、玉ねぎ、ジャガイモなどの野菜を栽培する申請となっております。 申請番号7番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は 御調町丸河南の2筆、現況地目は田、面積は合計で4,838㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地では水稻栽培をする申請となっておりますが、周辺には農事組合法人が耕作する農用地が広がっていることから、地域との調和要件を遵守させることを許可の条件とします。

申請番号6番と7番の申請については、1月8日、松森委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号8番、権利の種類は期間3年間の区分地上権の設定です。

農地法第5条の申請番号19番で、営農型太陽光発電設備設置に伴う一時転用許可の申請が出されていますが、今回の3条申請は、この申請地の上空を使用する権利を設定するものです。

この申請地の上空を使用する権利を地上権と言いますが、本件のように上空の一部を使用する場合は、区分地上権という権利を設定することとなります。

申請地は御調町綾目の1筆、現況地目は畑、面積は432㎡です。

貸し渡し理由は遠隔地につき耕作不能、借り受け理由は営農型の太陽光発電設備を設置するためです。

なお、貸借期間の3年間については、5条の一時転用期間と同じ期間になっております。

この申請については、1月8日、櫻本委員、宗推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

なお、この申請につきましては、後ほど審議していただく、農地法第5条の申請番号19番と同時に許可決定することを申し添えます。

申請番号9番、権利の種類は売買による所有権移転です。

申請地は向島町の5筆、現況地目は畑、面積は合計で2,669㎡です。

譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。

なお、譲受人は当該農地に隣接する家屋を取得、建て替えた後に移住し、当該農地では自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。

この申請については、1月8日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号10番、権利の種類は、売買による所有権移転です。

申請地は因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は1,447㎡です。

譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。

なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

この申請については、1月9日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号11番、権利の種類は贈与による所有権移転です。

申請地は瀬戸田町宮原の1筆、現況地目は畑、面積は311㎡です。

譲り渡し及び譲り受け理由は、農地所有適格法人の要件を備えるためです。

なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

後継者のいない周辺農家から柑橘畑の引き取り依頼が増えていることから、今後は貸借ではなく、農地所有適格法人として法人での農地取得を増やしていく計画とのことです。

この申請については、一昨年の所有権変更の際、委員と事務局が、最近では江田委員が現地の確認をしております。

申請番号1番から11番までにつきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明、意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番から11番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第2号、申請番号1番から31番を議案書をもとに説明)

申請番号1番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は久山田町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、2,046㎡転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル158枚、発電量49.5kw、メンテナンススペースが計画されています。

譲受人は岡山市に本店を置く主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

この申請については、1月7日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号2番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷の5筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,201㎡転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他第2種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル158枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は岡山市に本店を置く主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

この申請については、1月7日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号3・4番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町中野の全3筆、地目は田、農振農用地区域外、3筆の合計959㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル150枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は大阪市に本店を置く主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号5番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町中野の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,031㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル170枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は大阪市に本店を置く主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号6～8番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、6、7番が売買による所有権の移転、8番が賃貸借による権利の設定です。

所在は美ノ郷町本郷の全4筆、地目は全て田、農振農用地区域外、2筆の合計1,162㎡、2筆の一部合計49.17㎡の太陽光発電設備、全1か所の転用計画で太陽光パネル170枚、発電量49.5kw、太陽光発電設備設置に伴う一時的な進入路が計画されています。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

譲受人は大阪市に本店を置く主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地取得し、太陽光発電設備を設置したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号9、10番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は木ノ庄町木門田の全2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計898㎡、太陽光発電設備への転用計画で、太陽光パネル136枚発電量49.5kwが計画されています。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

譲受人は大阪市に本店を置く主に再生可能エネルギー事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号2～10番の申請については1月7日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。

申請番号11～15番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、11番は売買による所有権の移転、12～15番は賃貸借による権利の設定です。

所在は西藤町の20筆、地目は田、農振農用地区域外、合計3,190㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、西藤ICから概ね300m以内にあり、農地区分は第3種農地に該当します。

転用目的は資材置場用地で、建築土木資材、真砂土、碎石、残土、資材置場、駐車場大型車4台、普通車4台が計画されています。

譲受人は福山市に本店を置く主に不動産業などを営む法人であり、この度申請地を借り受け、資材置き場として使用したいというものです。

なお、本件は3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなっております。

申請番号16番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は西藤町の5筆、地目は田、農振農用地区域外、合計438㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、西藤ICから概ね300m以内にあり、農地区分は第3種農地に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積104.34㎡が計画されています。

譲受人はこの度申請地を購入し、住宅として居住したいというもので都市計画法による建築許可見込みです。

申請番号11～16番までの申請については、1月9日渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号17番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は浦崎町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、66㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は駐車場で、社宅用駐車スペースが計画されています。

譲受人は福山市に本店を置く主に建設業などを営む法人であり、この度申請地を取得して、社宅用の駐車場として使用したいというものです。

申請番号18番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は百島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、962㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は宅地拡張で、駐車場3区画、家庭菜園、進入路が計画されています。

譲受人はこの度申請地を取得して、自身の実家の庭として使用したいというものです。

申請番号17、18番の申請につきましては、1月9日高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました

申請番号19番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。

所在は御調町綾目の1筆、地目は畑、農用地区域内、1,533㎡のうち3,87㎡の一時転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、昭和62年から平成10年にかけて、旧御調町主体で土地改良総合整備事業を行っており、農地区分は農用地区域内農地に該当いたします。

一時転用目的は営農型太陽光発電設備で、太陽光パネル160枚、発電量39.6Kw、パネル設置面積432㎡、設備の支柱102本が計画されています。

この支柱102本の合計面積3,87㎡が一時転用面積となります。

一時転用期間は3年間です。

借受人は広島市佐伯区に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置したいというもので、経産省のFIT制度の認定を受けております。

本件は、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行おうとする申請であり、農地全体を転用するのではなく、パネルの支柱部分のみに3年間の一時転用の許可を受け、営農しながら発電事業を行うというものです。

上部空間での発電事業は本件の借受人である法人が行いますが、パネル下部での営農については、昨年12月の総会で農地法第3条による農地の貸借について審議し、許可をいただいた広島市安佐南区に営業所を置く農産物の生産・販売事業などを営む法人が行うというものです。

パネル下部においては、椎茸を栽培したいというもので、パネル設置後は遮光性の観点から相性が良いとされている原木での椎茸栽培が計画されております。

この申請については、1月8日、櫻本委員、宗委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

なお、本件は営農型太陽光発電設備による一時転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなっております。

申請番号20番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は御調町中原の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計966㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル162枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は京都市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号21番～24番につきましては、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容はいずれも売買による所有権の移転です。

所在は御調町岩根の全4筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計1,129㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル158枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は岡山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件は、FIT制度の対象外の事業となっております。

20番～24番の申請については、1月8日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号25番～28番につきましても、関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容はいずれも売買による所有権の移転です。

所在は因島田熊町の全6筆、地目は畑、農振農用地区域外、合計3,848㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場101区画が計画されています。

譲受人は因島中庄町に事業所を置く病院事業を営む法人で、この度病院統合に伴い、職員及び来院者の増加が見込まれることから、申請地を取得して、既存の駐車場を拡張したいというもので、特定盛土規制法による許可が見込まれております。

この申請については、1月9日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

なお、本件は3,000㎡を超える転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなっております。

申請番号29番、申請内容は贈与による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町林の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、141㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、庭敷及び駐車場が計画されています。

譲受人は同町内に本店を置く塗装業などを営む法人で、この度隣接する空家を取得し、外国人技能実習生の寮として利用することとなり、申請地を家庭菜園や駐車場として宅地と一体的に利用したいというものです。

この申請については、1月10日、佐々木委員、米田委員と事務局職員で現地調査を行っています。

申請番号30番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町垂水の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、286㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的はキャンプ用地で、テントスペース、ドッグラン、駐車場3区画が計画されています。

譲受人は岐阜県在住の会社役員で、観光で瀬戸田町を訪れた際、町の景観に魅了されたことから、この度申請地を取得して、レジャーの拠点として利用したいというものです。

この申請については、1月10日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行っています。

申請番号31番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は瀬戸田町沢の1筆、地目は宅地、農振地域外、163㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。

転用目的は宅地拡張で、庭敷及び駐輪場が計画されています。

譲受人は三原市に在住ですが、穏やかな瀬戸内海の島での生活をしてみたいとの思いから、この度隣接する空家を取得し、セカンドハウスとして利用することとなり、申請地を家庭菜園や駐輪場として宅地と一体的に利用したいというものです。

この申請については、1月10日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行っています。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、隣接する農地所有者等に対し事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されています。

なお、一部には、隣接所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

ただいま、事務局より説明が終わりました。

議 長

補足説明、意見等のある方は挙手をしてください。

2 番委員

12から15番の存続期間は分かりますか。

事務局

権利の存続期間は、期間の定めなしです。

2 番委員

分かりました。

1 5 番委員

原木椎茸を営農することなのですが、営農者は地上権を設定しているところとの契約ですか、それとも所有者と契約ですか。

事務局

原木椎茸を営農する法人は、昨年12月総会で貸借権を設定しています。所有者と営農する法人とで契約をしています。

議 長

その他ありますか。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号１番から３１番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になり次第、許可決定することといたします。

また、申請番号１１番から１５番、１９番及び２８番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することとします。

議 長

次に、議案第３号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第３号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

事務局

(議案第３号、申請番号１番から６番までを議案書をもとに説明)

申請番号１番、久山田町の１筆、現況地目は宅地、面積は４９㎡です。
利用状況は、昭和３１年ごろに隣接地に居宅を建築した時から庭敷きとして利用し、現在に至っている状況です；
農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。
この申請の農地については、１月７日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号２番、栗原町の１筆、現況地目は宅地、面積は４９３㎡です。
利用状況は、昭和５９年頃に建物を建築し、現在に至っている状況です。
農振農用地区域外、第３種農地、市街化区域です。
この申請については、１月７日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号３番および４番については一括で説明します。
所在は美ノ郷町本郷の合わせて２筆、現況地目は原野、面積はそれぞれ３．３及び３９０㎡です。
利用状況は、昭和５０年以前から耕作を放棄し、現在は雑草等が繁茂し、原野化している状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。
この申請については、１月７日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号５番、御調町菅の１筆、現況地目は原野、面積は２９㎡です。
利用状況は、平成１５年頃に道路整備がされた時の残地で、現在は原野化している状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。
この申請については、１月８日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行い、原野に判定されました。

申請番号６番、向島町の１筆、現況地目は道路、面積は６９㎡です。
利用状況は、平成１７年以前から道路として利用されている状況です。
農振農用地区域外、第２種農地、市街化調整区域です。
この申請については、１月８日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、道路に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

	保続説明、意見等のある方は挙手をしてください。
18番委員	道路とあるが、道路というのはどういうものか
事務局	歩道の一部、公衆用道路の一部となっています。
18番委員	税金はどうなっているのか。払っているのか。
5番委員	払ってない。
18番委員	こういうこともあるんですね。
議長	その他ありますか。 ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号1番及び6番は原案のとおり、受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。
議長	次に、議案第4号「改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」（農地中間管理機構分）を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理機構分）について、ご説明いたします。 (議案第4号、申請番号1番を議案書をもとに説明) 申請番号1番、因島重井町の1筆、地目は現況登記ともに畑、合計面積は1,352㎡です。 利用目的は野菜、権利の種類は賃貸借権の設定で、契約期間は令和7年2月1日から令和26年12月31日です。 借受人は因島重井町に所在する認定農業者である株式会社で、本件以外にも農地中間管理機構を通じて因島中庄町内の農地を借り受けています。 主に花壇苗を栽培しており、今回はスイカを栽培する予定で、解除条件付きでの貸借となります。 以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	ただいま、事務局より説明が終わりました。 質疑のある方は挙手をしてください。 (質問、意見なし) ないようですので、農業委員による採決に入ります。 申請番号1番は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (挙手多数) 挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。
議長	次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。 この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員	それでは、農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項によって、貴会の意見を求めます。 （議案書資料をもとに説明） 今回は4件、合計53筆について意見を求めます。 まず1件目、番号は1番から44番まで、御調町徳永の字中連から字長江谷までの44筆、合計115,748.06㎡についてです。 農地中間管理機構から転貸後は法人の水稻の生産用地として使用されます。 こちらは、令和7年3月末に利用権設定が切れるのに合わせて、4月1日から契約を農地中間管理機構へ切り替えるものです。 権利の種類は賃貸借権と一部使用貸借権で、存続期間は全て令和17年3月31日までです。 続いて2件目、45番、御調町大山田字宮ノ前の1筆2,363㎡についてです。 農地中間管理機構から転貸後は法人の水稻の生産用地として使用されます。 こちらは法人による新規貸借です。 権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和14年3月31日までです。 続いて3件目、46番～52番、御調町植野字柳と字宮沖、御調町今田の字原田、御調町丸門田の字原田の計7筆、合計6,881㎡についてです。 農地中間管理機構から転貸後は法人の水稻の生産用地として使用されます。 令和7年3月末に利用権設定が切れるのに合わせて、4月1日から農地中間管理機構に切り替えるものです。 権利の種類は使用貸借権と一部賃貸借権で、存続期間は全て令和15年12月31日までです。 最後に4件目、53番、御調町徳永字実森の1筆、1,208㎡についてです。 農地中間管理機構から転貸後は法人の水稻の生産用地として使用されます。 こちらは法人による新規貸借です。 権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和9年12月31日までです。 本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、農林水産課より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は、挙手をしてください。 （質問、意見なし） 質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。 農地利用集積等促進計画（案）については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （挙手多数） 挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。 農林水産課の方、ご苦勞様でした。
議 長	次に、報告事項に入ります。 報告第1号から第4号までを一括して審査を行います。 質疑のある方は挙手をしてください。 （質問、意見なし） 質疑がないようなので、報告事項を終わります。 以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。
各委員	次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。 （活動状況報告：省略）

議 長	次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。
事務局	(その他・連絡事項について説明)
議 長	ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。
	(質疑応答)
議 長	それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。
副会長	長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦勞様でした。
